

❀ 県内の他市町村で定期予防接種を希望される方へ ❀

(任意予防接種は市外で接種の場合、費用助成の対象外です)

■ 接種前の申請：手続きには10日ほどかかります。

- 1 希望する医療機関が広域予防接種事業の対象であるかホームページなどで確認してください。
「愛知県広域予防接種事業」で検索してください。

愛知県広域予防接種事業ホームページはコチラ



- 2 予防接種を受けたい旨を医療機関へ連絡し、了承を得てください。
- 3 「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」を記入し、豊橋市保健所健康政策課へ提出してください。
なお、年度末(3月31日)までに接種できるものを申請してください。

提出物：「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」

該当の豊橋市内接種用の予診票が手元にある場合は、あわせて提出してください。

提出先：〒441-8539

愛知県豊橋市中野町字中原100番地

豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当 宛て

- 4 「連絡票」と「他市接種専用予診票」をお渡しします。

※お手元と同じ予診票が複数枚(市内用と市外用)ある場合、二重接種を防ぐため不要な予診票を必ず破棄してください。

■ 接種：連絡票交付前に接種した場合や、接種日に豊橋市民でない場合は、全額自己負担となります。

- 1 「連絡票」・「市外接種用予診票」・母子健康手帳を持参し、申請した医療機関で接種してください。
※通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。
- 2 申請したが市外で接種しなかった予防接種がある場合は、健康政策課へ連絡をしてください。



この案内文は、お子さんの予防接種に関わるため、必ずご家族のみなさんで一度目を通してください。

(例) お母さんとお子さんが里帰りをしていて、お父さんが申請に来る場合、この案内文は里帰り中のお母さんにも目を通してもらってください。

担当：豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当

住所：〒441-8539

豊橋市中野町字中原100番地 (ほいっぷ内)

電話：0532-39-9109